

## 岩谷産業株式会社 第2期行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに  
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計  
画を策定する。

1. 計画期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間

### 2. 内 容

#### <スケジュール>

平成20年4月～制度の大枠について検討。

平成21年12月までに制度の詳細を検討。

平成22年4月～運用開始。

制度導入後、電子掲示板等を活用し、社員への周知と啓発を実施。

#### <目標>

目標1. 育児における一定期間の勤務時間短縮制度の拡充

#### (内容)

より取得しやすい制度をめざし、制度取得単位時間を現行の60分単位から30分  
単位に変更する。制度の変更により、最短が30分、最長が120分での取得が  
可能となる。

目標2. 育児期間中の働き方の見直し

#### (内容)

3才までの子どもを養育する従業員が、会社に対し時間外労働の免除を申請した場合、  
会社は所定の勤務時間を超えた労働をさせてはならないこととする。

目標3. 育児休業期間の延長および父母ともに子育てができる働き方の実現

#### (内容)

①現状の「1才に達するまで」から「1才2カ月に達するまで」に延長する。また、  
生後1才2カ月を超えても休業が必要と認められる場合は1才8カ月に達する  
まで育児休業を取得可能とする。

- ②必要に応じ、配偶者が常態として育児に携わっている場合においても育児休業を取得可能とする。
- ③配偶者の出産後 8 週間以内に父親が育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。

#### 目標 4. 子の看護休暇の拡充

(内容)

子どもの看護休暇取得可能日数を現行制度の「子の人数にかかわらず 1 年に 5 日まで」から「1 人であれば年 5 日、2 人以上であれば年 10 日まで」に拡大する。  
また、制度取得対象期間を「小学校就学前」から「小学 3 年末日まで」に拡大する。

#### 目標 5. 介護のための短期休暇制度の創設

(内容)

要介護状態にある対象家族を有し、かつ、通常勤務をする従業員は、要介護状態にある家族の通院の付き添い等に対応するため、1 年間で 1 人であれば年 5 日、2 人以上であれば年 10 日の休暇を取得できる制度とする。

#### 目標 6. 用途を限定した未消化年次有給休暇の積立制度の創設

(内容)

従来の年次有給休暇の残余日数繰越（最大 40 日）に加え、未消化分の年次有給休暇について年 5 日を限度に、最大 40 日まで積み立てることができる制度を導入する。ただし、積立分が使用できる用途は、家族がけがや病気で介護や看護を必要とする場合に限定する。

#### 目標 7. ノー残業デーの継続および拡充

(内容)

現行、月に一度実施しているノー残業デーを継続する。また、定着後は毎週 1 回の実施へ拡充する（月の内 2 回は全国共通、他の週は部門単位で設定）。

以上